

利用者視点を踏まえた I C Tサービスに係る諸問題に関する研究会
第7回会合 議事要旨

1 日時 平成22年9月7日(火) 10:00~11:00

2 場所 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

相田構成員(座長代理)、岡村構成員、木村構成員、清原構成員、桑子構成員、
長田構成員、藤原構成員、別所構成員、堀部構成員(座長)

(欠席: 國領構成員、野原構成員、松本構成員)

○総務省

内藤総務副大臣、

小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、原口電気通信事業部長、

前川総合通信基盤局総務課長、古市事業政策課長、

鈴木消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、

松井消費者行政課課長補佐、中村消費者行政課課長補佐、長瀬消費者行政課課長補佐、

村田消費者行政課課長補佐、久保田消費者行政課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 内藤総務副大臣挨拶

(2) 議題

(ア) 第2次提言後の動きと今後の検討課題について

(イ) 新たなWGの設置について

(ウ) その他

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 第2次提言後の動きと今後の検討課題について

資料1に基づき、第2次提言後の動きと今後の検討課題について、事務局から説明が行われた。これに対する主なやりとりは以下のとおり。

①第2次提言後の動きについて

(長田構成員)

- ・ライフログの検討においては、プライバシーの問題を議論していった。D P I 技術を用いた行動ターゲティング広告については、総務省の見解とは異なる報道もされたところ。この問題は、引き続き目を離してはいけなもので、今後も検討の場が必要である。現状では、この研究会以外にはその場がないと考えている。本件の検討も忘れないで欲しい。

(堀部座長)

- ・本件については、外国での議論も参考にしつつ、この場で意見交換していきたい。

その後、堀部座長より、第二次提言で検討されたCGM事業者の年齢認証の確実化について、その取組を迅速に進めるよう、携帯電話事業者及びCGM事業者に対し、総務省から要請を行って欲しい旨の要望があった。

これに対し、事務局から、現在各関係者間で個別に検討が進められているが、取組を迅速かつ円滑に進めるため、携帯電話事業者とCGM事業者からなる検討の場を設けるよう、本研究会後、携帯電話事業者とCGM事業者に対して要請を行うこととする旨の発言があった。

②今後の検討課題について

(岡村構成員)

- ・迷惑メール対策について。法制度の面では、オプト・イン規制が導入され、行くところまで行っており、法執行がより重要な課題だ。
- ・今後の検討について1点指摘したい。現在、特定商取引法と迷惑メール法の2本柱になっている点で、特定商取引法においては、オプト・インに反した者に対する直罰があり、バランスが悪く、迷惑メール法の規定とちぐはぐになっているのが良く分からない。この点、検討していただきたい。

(清原構成員)

- ・青少年インターネット利用環境整備法について。スマートフォン等インターフェースの開発・向上が目覚ましい中、青少年利用者の対策については、着実に民間主導の取組が進展し、地方でも各種方面と協働してリテラシー教育等を推進しているところ。その中で、今回、取り上げた課題は良く整理されている。とりわけ、フィルタリングの対策は、保護者への教育の推進が重要であると考え。これは、今後、文科省が推進しているデジタル教材の導入を踏まえると、ICTの利用がネガティブな面だけを持つものではなく、良い面も含めて保護者に理解してもらう必要がある。
- ・電気通信サービス利用者WGについて。昨年2月の「電気通信サービス利用者懇談会」の提言において、苦情処理、紛争処理機能(ADR)の強化が打ち出されており、自主的なADRに向けた具体的な形を示すことが必要ではないか。検討課題には列挙されていないが、今後の検討課題に加えていただきたい。

(堀部座長)

- ・今後の新たなWGにおける検討の際に参考にさせていただきたい。

(2) 新たなWGの設置について

資料2に基づき、本研究会のもとに、新たに4つのWGの設置する件について、事務局より説明があった。これを踏まえ、座長より各WGの設置及び各主査の選任について提案があり、構成員の同意により承認された。これに関する主なやりとりは以下のとお

り。

(清原構成員)

- ・内藤副大臣に確認したい。特定電子メール法など個別の法律の改正・補強が行われる可能性が示されたが、その一方で、通信・放送融合法という包括的な法が制定される方向で議論も行われている。他の法律との関係や、包括的に検討するのか個別に検討するのかなど、それぞれのタイミングや、その見取り図としてどのようなイメージを抱いておられるのか伺いたい。

(内藤副大臣)

- ・本研究会での今後の検討課題は、消費者保護・利用者保護の観点から法改正も含めて早急に対応すべきもの。その一方で、通信・放送融合法は、現在の環境の全てを整理されているものではなく、あくまでも第一歩に過ぎない。サービス提供側も現在のところ根本のところでは融合は行われていない。それらを踏まえた改正法を提出したところで、20～30年後には再び見直していく必要があると考えている。したがって、今回の全ての検討課題が独立的に進むのではなく、今後、しっかりと包含した形で次ぎに進んでいきたい。

(清原構成員)

- ・総務省として通信・放送融合法制へ踏み出しのは素晴らしいこと。きちんとした法体系を築いていただきたい。各WGについては、現実を見て、利用者視点をしっかりと踏まえた上で、タイムリーに検討を行っていただきたいし、WGがそのように進むよう関わっていきたい。

(内藤副大臣)

- ・法改正・環境整備が完了するまでしっかりとやらせていただけるよう力添えをいただきたい。

(座長)

- ・各WGでそれぞれの課題を検討した上で、親会で総合的に取り組んでいきたいと考えている。

(相田構成員)

- ・迷惑メール対策の検討について。海外からのメールが圧倒的に多いとのことであるが、これをWGで検討するとなると、どことどのように交渉していくかなど、非常に息の長い議論となる。次期通常国会への法案提出ということにこだわらず検討していただきたい。

(事務局)

- ・法律関係以外の検討については、12月に結論を出すというスケジュールに縛られることなくじっくり検討していきたい。

(3) その他 (新たな4つのWGに関する今後の進め方について)

座長より、今後の進め方について以下のとおり提案があり、構成員の同意により承認された。

- ・各WGの構成員は現在、各主査・事務局とも相談しながら人選中であり、最終的なメンバーリストは事務局から連絡する。
- ・第2次提言までは、親会メンバーにも「顧問」として適宜参加いただいたが、今回は同じメンバー間で議論を進めていくことが望ましいことから、親会の構成員でWGへの参加をする場合は、速やかにその旨申し出ること。
- ・各WGは原則公開とし、議事要旨も公表することとする。ただし、各WGの議論の中で公開・非公開の判断が必要となった場合は、各WGの主査の判断に委ねる。
- ・青少年インターネットWGについては、内閣府で進められる予定の青少年インターネット環境整備法の見直しに係る検討と連携をとって進める必要があるため、内閣府の検討会への同WGにおける検討の途中経過の説明については、親会をその都度開催して承認を得ることなく、WG主査の判断に基づき必要に応じて随時WGから説明を行うこととする。ただし、「中間報告」や「最終とりまとめ」といったとりまとめについては親会で承認を得ることとする。

○最後に内藤副大臣から次の発言があった。

(内藤副大臣)

- ・ICTは日進月歩で進んでいるものであり、数年前の結論が今日妥当であるとは限らない。今回の各WGにおける検討課題についても、新しい枠組みでの取組が必要となっており、一度オールクリアにしてゼロベースで見直していくつもりで検討することも必要かと考えている。

以上